

手話言語条例を制定

甲 障がい福祉課 096(232)4913

「手話は言語である」という認識を広め、手話をはじめ、障がいがある人がその特性に応じたコミュニケーションを使って安心して生活し、社会参加できる「共生社会」の実現を目指し、行政、住民、事業者が一体となって環境づくりを進めるため、手話言語条例を制定しました。

条例で目指すこと

● 町の役割

町民や事業者と連携し、手話への理解や、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について、必要な施策を進めます。

● 町民の皆さんへのご願い

手話をはじめとする、障がいがある人の特性に応じたコミュニケーションに理解を深めましょう。

● 事業者の皆さんへのご願い

町が推進する施策への協力を努め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるように合理的な配慮をお願いします。

共に生きる社会を目指して

手話は、音ではなく「形」や「表情」を用いて思考を伝え合う言語です。近年、国際条約や法律にて、手話が言語であると位置づけられて以降、全国の自治体で手話言語条例を制定する動きが広がっています。

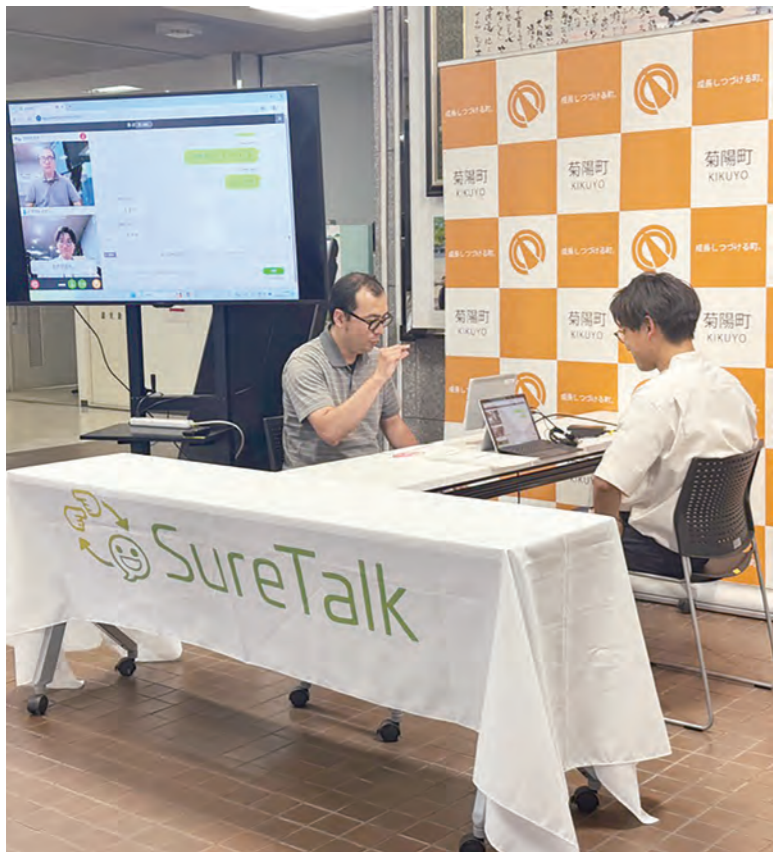
本町でも6月に手話言語条例を制定しました。お互いの理解を深め、誰もが安心して共に生きることができる地域社会を目指します。



シユアトーク SureTalk アプリで手話対応を支援

ソフトバンク株式会社と連携し、手話通訳アプリ「SureTalk」の実証実験を開始しました。本アプリは声による音声情報と手話による動画情報を、タブレットの画面にテキストトとして表示することで、会話を「見える化」することができるものです。手話を用いる方がコミュニケーションをより円滑に行うための環境づくりを目的に参加を決定しました。県内では初の取り組みです。

6月15日には役場1階ロビーで報道発表を行い、来庁者や報道機関に目的や窓口での活用場面を紹介しました。プレスリリース内では役場での手続きを模したデモンストレーションを実施し、町内在住で自身もう者の竹中さんが実演しました。SureTalkアプリが入った端末は普段は福祉課に設置し、必要に応じて庁舎内の各課で共有する予定です。



アプリを介して会話する竹中さん(左)

障がいの特性に応じたコミュニケーションの例



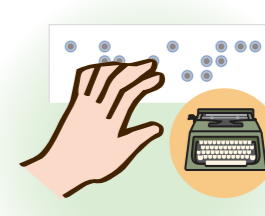
しゅわ 手話

手の動きや表情による視覚言語。手に触れて読み取る「触手話」もあります。



ひつだん 筆談

文字を書いて伝えます。ホワイトボードや太い筆記具を使うとより効果的です。



てんじ 点字

盛り上がった6つの点で表現。指を叩く「指点字」や専門機器も活用されます。



コミュニケーションボード

絵や文字を指さして意思を確認。知的障害や外国人にも有効です。



スマートフォンアプリの活用

音声をリアルタイムで文字にする、または絵をタップして音声で伝える技術です。

意思疎通支援事業を実施しています

聴覚、言語、音声、その他の障がいのため、意思疎通に当たって支援がある人に、意思疎通を仲介する通訳者を派遣しています。病院の受診、各講習会での学習や、生活相談など、日常のさまざまな場面で利用できます。

☎ 一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会
096(383)5587

● 手話通訳者派遣

手話を主なコミュニケーション手段とする人々に、リアルタイムで会話を講義の内容を把握するためのサポートです。



詳しくはこちら

● 要約筆記者派遣

手話を主なコミュニケーション手段とする人々に、リアルタイムで会話を講義の内容を把握するためのサポートです。



詳しくはこちら

意思疎通支援事業



役所での手続きや病院受診など、生活のさまざまな場面で手話通訳者を派遣



講義・集会の機会などで要約筆記者を派遣